

## 第2期勝浦市地域公共交通計画の策定及び現行計画の推進業務委託仕様書

### 1. 業務名

第2期勝浦市地域公共交通計画の策定及び現行計画の推進業務

### 2. 本業務の目的

本業務は、「勝浦市地域公共交通計画」（令和5年2月策定）が令和8年度末に計画期間の終了を迎えることから、第1期勝浦市地域公共交通計画（以下、現行計画）を見直し、令和9年度を初年度とする次期計画の策定及び公共交通等の適切な利用を促すモビリティ・マネジメントの推進等、現行計画におけるソフト施策に係る具体的取組の検討及び実施支援等を行うことを目的とする。

さらに、地域公共交通活性化協議会の運営を支援し、関係者間の合意形成の促進及び計画の実効性の確保を図るものとする。

### 3. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4. 計画期間

令和9年度から令和13年度まで

### 5. 業務内容

#### (1) 第2期勝浦市地域公共交通計画の策定に係る作業

##### ①市の概要、地域特性、地域公共交通等に関する現状把握

###### ア 地域特性・社会動態の整理

人口動向や主要施設等設置状況、交通特性などの地域特性について整理する。

###### イ 地域輸送資源の現状分析

鉄道、高速バス、民間路線バス、予約制乗合タクシー及び一般タクシーなどの既存公共交通についての現状等を整理・分析する。

###### ウ 関連計画の整理・分析

「勝浦市総合計画」、「勝浦市都市計画マスタープラン」等の他計画におけるまちづくりの方向性、公共交通の位置づけや関連分野との連携等について整理・分析する。

※その他、計画策定に必要とされる項目等は提案によるものとする。

##### ②住民・利用者ニーズ把握調査の実施

現行計画の評価検証及び課題整理にあたり、市民の日常的な移動状況、公共交通の利用状況やサービスに対する満足度等を把握するため、住民や公共交通利用者等を対象としたアンケート調査を実施する。

※調査方法等の詳細については、事業者提案とし、発注者との協議により決定するものとする。

### ③計画策定に係る基本方針と計画目標の検討

地域公共交通の役割や課題を踏まえ対応策の検討を図り、関連計画との整合性を図りながら基本方針を検討し、方針に基づく計画目標及び数値目標を設定する。

### ④実施事業の検討

設定した計画目標の達成に向け、具体的な実施事業の検討・提案を行い、PDCA サイクルによる推進体制、評価の方法及びスケジュールなどを検討する。

### ⑤第2期勝浦市地域公共交通計画（案）の作成

前項までの内容や地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の記載事項などを踏まえ、計画（案）を作成する。作成にあたっては、国の示すアップデートガイダンスの内容を踏まえ、記載漏れがないように留意すること。

### ⑥パブリックコメントの実施支援

計画（案）作成後に、勝浦市が実施するパブリックコメントについて支援し、意見を踏まえて、修正等を行う。

### ⑦計画書のデザイン・編集等

発注者が決定した計画（案）について、デザインを編集し、市民に分かりやすく、かつ読み手の興味を惹くデザイン・構成となるよう工夫すること。

### ⑧計画書の製本・印刷

本業務において作成した計画書について、印刷及び製本を行い、発注者が指定する部数を納品するものとする。なお、仕様（判型、印刷方法、製本方法等）については、発注者と協議の上決定する。

## （2）勝浦市地域公共交通活性化協議会の運営支援及び現行計画における進捗評価

地域の実情に応じた輸送サービスの実現のため「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき設置された勝浦市地域公共交通活性化協議会の活発な意見交換による機能強化のための運営支援や、現行計画に掲げる事業の進捗評価による計画推進を図る。なお、現行計画における評価指標の達成状況、施策事業の取組状況等を整理し、施策事業の推進による効果及び推進に向けた課題等を把握・分析するとともに、第2期勝浦市地域公共交通計画の策定資料としても活用する。

- 現行計画における評価指標の達成状況、施策事業の取組状況等の調査・分析
- 会議進行に係る助言・提案（地域公共交通活性化協議会：最大5回開催を予定）
- 第2期勝浦市地域公共交通計画策定に関する内容等の協議
- 会議への出席及び質問への対応等
- 会議資料の作成（地域公共交通計画の進捗評価に係るものを含む。）
- 会議録の作成
- 地域公共交通計画の推進を図るための取組に係る助言・提案・資料作成

### 【発注者との業務分担】

受注者は、地域公共交通計画の推進を図るための取組について、発注者と十分に協議し、必要な助言・提案・資料作成等による支援を行う。

#### (3) 公共交通の利用促進に向けた取組の検討・実施

##### ①公共交通を利用したお出かけツアーの検討・実施

公共交通における地域課題を共有するとともに、地域資源としての公共交通の有用性の理解促進を図るため、日常生活において主に自家用車を利用する市民等を対象に、公共交通を利用したお出かけツアー等を実施する。

なお、受注者は、お出かけツアーの実施に係る準備及び添乗業務等の全般を行うものとする。

●公共交通を利用したお出かけツアーの検討・実施（1回）

●お出かけツアー参加者へのアンケート実施・とりまとめ

##### 【その他】

●お出かけツアーの内容等は、発注者と十分協議のうえ決定するものとする。

●お出かけツアーの参加料は、無料とすること。

●お出かけツアーにおいて利用する公共交通の運賃は、原則として参加者が負担するものとする。

●お出かけツアー開催中に参加者に発生した事故に対応するため、受注者の負担により補償保険に加入するものとする。

##### ②モビリティ・マネジメントに関するセミナー等の検討・実施

過度な自家用車に頼る生活スタイルの見直し及び公共交通の利用促進等を図るため、モビリティ・マネジメントに関するセミナー等について、企画・実施する。

#### (4) その他

##### ①打合せ協議

業務の遂行にあたり、業務着手時、業務の主要な区切り時及び完了時において、打合せ協議を実施するものとする。

##### ②打合せ記録の作成

受注者は、発注者との打合せ内容について記録を作成し、打合せ後速やかに発注者へ提出するとともに、その内容について確認を得るものとする。なお、記録には、日時、出席者、協議内容、決定事項等を整理して記載すること。

## 6. 成果品

本業務の成果品として、各種調査等に係る報告書、編集した計画書及び関連資料を納入すること。

なお、電子データ（Word、Excel、PDF等）の納入にあたっては、USBメモリ等の電子媒体による納入とする。ただし、発注者の許可した場合はオンラインでの納入を可とする。

### ①各種報告書 1部

②計画書 50部

③電子データ 1部

## 7. その他

- 受注者は、作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について、発注者と事前に十分な協議を行い、国や県が示す指針に沿って作業を進めること。また、業務遂行中の報告・協議は必要に応じて随時行うこと。
- 本業務に係る成果品の著作権は、発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。なお、成果品等が他社の所有権及び著作権を侵すものでないこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- 受注者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに個人情報及び法人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。なお、業務期間終了後も同様とする。
- 受注者は、本業務の内容及び関連資料の内容を他に漏らし、若しくは本業務の目的以外に使用してはならない。
- 本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合又は本業務の履行に必要な基本事項に変更の必要が生じた場合は、発注者と受注者とで協議のうえ定めるものとする。